厚岸町告示第３０号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項の規定に基づき厚岸町緑のふるさと公園愛冠野営場使用に係る使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和３年６月２４日

厚岸町長　若　狭

1　委託期間　令和３年６月２４日から令和３年９月３０日まで並びに牡蠣まつり開催期間中における金曜日、土曜日、日曜日、並びに令和３年１０月１１日から令和３年１０月１４日まで

2　受託者　住所　厚岸町真栄２丁目３番地
氏名　厚岸町高齢者事業団
理事長　谷口　弘

3　契約年月日　令和３年６月１５日